

企業活動と知的財産

小 倉 正 道*



知的財産を巡って企業の経営環境は劇的に変化してきている。知的財産、特許と言ったキーワードを含むニュースも昨今では、珍しいものではない。知的財産は、企業にとって重要な経営資源と認識されており、事業との関連で言及されはじめ、これにより知的財産部門が取り扱う問題もこれまで考えられていた専門的な範疇を超えて広く経営にまでおよんでいる。以下では、企業経営の視点から知的財産のあり方について思うところを述べる。

第一に、経営資源たる知的財産を着実に増やして充実させ、また効率的にビジネスに活かすことが重要である。プロパテントが強く叫ばれている現在では、高額の実施料収入が知的財産活動成果としてクローズアップされて語られる場合が多いが、知的財産に係わる我々は、ビジネスで活かすことを目的にして知的財産の取得にまず力を入れていくべきことを忘れてはならない。埋もれてしまいそうな技術、研究者や開発者の気づきをいち早く見出し、的確に権利化していくことが求められている。このような活動は一見地道で迂遠な方法にも見えるが、技術を知的財産として蓄積し自社の商品・サービスを強い技術力で守るためには、内容的にも量的にも遺漏のないように権利を取得する取組みが必要である。そして、そのように蓄積された知的財産を効率的に活かすことによって、自社のビジネスの強みにつなげ、より良い商品・サービスをお客様に提供することがなによりも重要と考える。

第二に、知的財産が経営資源である以上、これを守るという意識が必要である。技術が多様化・複雑化するに従い、権利侵害の形態も複雑、多様になってきているが、自社の知的財産が知らない間に侵害されているということがあってはならない。第三者による自社権利の侵害に対しては、財産を守るという視点から毅然とした態度で臨むべきである。必要な場合には訴訟も辞さないという強い姿勢で、主張すべきことはきちんと主張することが大切である。

第三に、他社の知的財産の尊重も重要である。特許侵害訴訟件数は10年前の倍に近く、1件あたりの平均損害賠償額も約4倍（約1.5億円）に拡大している。他社権利の侵害は、高額な実施料の支払いのみならず、最悪の場合には事業機会の損失などの経済的に大きな損害を企業にもたらす。そればかりではなく、商品・サービスの提供に支障をきたすことは、お客様に多大なご迷惑をおかけすることになり、社会的な信用の失墜にもつながる。他社権利を尊重することは、経営資源としての自社知

* 富士通株式会社 取締役専務 Masamichi OGURA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

的財産を充実させること、そしてそれをしっかりと守ることと併せて取り組まなければならない課題である。

第四に、このような経営資源たる知的財産への取組みについては、投資家に説明する責任がある。知的財産の重要性が高まってくることに伴い、投資リスク判断に関する問題として、事業活動、研究開発活動の中で知的財産がどのように位置付けられているかを説明することが重要になっている。今年度から有価証券報告書において「事業等のリスク」について経営の視点から開示することとなり、知的財産もそのリスクの一つとして挙げられている。また、今年度からは、知的財産に関する情報開示もはじめられた。

最後に、グローバルな視点がますます重要になっている。特に昨今の韓国、中国をはじめとするアジア諸国の台頭により、これまで我が国が欧米企業との間で経験してきた問題が攻守ところを変えた形で現れはじめている。これまで技術的に遅れをとってきたアジア諸国の企業が、IT、半導体、情報家電分野を中心に積極的な攻勢をかけてきている。そのような企業をパートナーあるいは競争相手としてビジネス展開していくためには、経営資源としての知的財産を最大限に利用していくことが求められる。権利に対する考え方や知的財産権法制度、司法制度の違い等に起因した簡単に解決できない問題も多々あるが、グローバル化した経済構造の中では、知的財産権によって高められた技術力を共通語として真摯に対話することがますます重要になっており、知的財産部門が担うべき役割は非常に大きい。

概観してきたように、いずれの問題・課題も重要なものばかりであり、知的財産部門だけで解決できるものではない。しかし、知的財産部門が、経営、研究開発部門と密に連携あるいは一体となって活動し、知的財産戦略がしっかりと事業戦略、研究開発戦略に組み込まれていくことが必要である。